株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年五月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四十一号

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号を次のように改める。

十　設備の輸出等　次のいずれかに該当するものをいう。

イ　設備（航空機、船舶及び車両を含む。以下同じ。）並びにその部分品及び附属品で我が国で生産されたもの並びに我が国で生産されたその他の製品でその輸出が我が国の輸出入市場の開拓又は確保に著しく寄与すると認められるものを輸出すること。

ロ　設備並びにその部分品及び附属品で我が国の法人等又は出資外国法人等により海外で生産されたもの並びに我が国の法人等又は出資外国法人等により海外で生産されたその他の製品でその販売が海外の販売市場の開拓又は確保に著しく寄与すると認められるものを海外で販売すること。

ハ　我が国の輸出入市場若しくは海外の販売市場の開拓若しくは確保又は外国との経済交流の促進に寄与すると認められる技術を提供すること。

第二条第十四号中「貸付け」の下に「（貸付けと同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。第三十二条並びに第三十三条第一項及び第六項を除き、以下同じ。）」を加える。

第四条に次の一項を加える。

3　会社は、第一項の規定による政府の出資があったときは、その出資により増加する資本金又は準備金を、第二十六条の二に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

第十一条第一号から第三号までの規定中「を貸し付け」を「の貸付けを行い」に改め、同条第四号中「。以下同じ」を削り、「を貸し付け」を「の貸付けを行い」に改め、同条第五号中「を貸し付ける」を「の貸付けを行う」に改める。

第十二条第一項第一号中「利子」の下に「利子と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。第十六条第二項において同じ。」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　前条第一号に掲げる業務のうち、我が国の法人等に対する資金に係るものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一　銀行等が海外における社会資本の整備に関する事業に必要な設備の輸出等に係る資金の貸付けを外国の法人等に対して行う場合において、当該銀行等に対して当該貸付けに必要な資金の貸付けを行うとき。

二　国際金融秩序の混乱により我が国の法人等の輸出が著しく困難となった場合において、これに対処するために会社の業務の特例が必要となった旨を財務大臣が定めたとき。

第十二条第五項中「を貸し付けるもの」を「の貸付け」に、「貸し付ける場合」を「貸付けを行う場合」に改め、同条第六項第二号中「を貸し付ける」を「の貸付けを行う」に改め、同号に次のように加える。

ハ　我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等に対する前条第三号に規定する資金の貸付け（海外における社会資本の整備に関する事業に係るものに限る。）

第十二条第六項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　当該法人等に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行うとき（我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があると認められる場合として政令で定める場合に限る。）。

第十二条第十項中「第六号」を「第七号」に改め、同項に次の一号を加える。

七　法人等が海外における社会資本の整備に関する事業に必要な資金の調達のために発行する社債若しくはこれに準ずる債券又は信託の受益権（いずれも償還期限が一年を超えるものに限る。）を取得する場合

第十二条第十一項ただし書中「認められる場合又は」の下に「第二項第一号若しくは」を加える。

第十三条第一項を次のように改める。

第十一条第一号から第六号までの規定による資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等又は出資は、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一　当該貸付けに係る資金の償還、当該譲受けに係る貸付債権の回収、当該取得に係る公社債等の償還、当該債務の保証等に係る債務の履行又は当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合

二　当該貸付け（第十一条第二号及び第五号の規定による資金の貸付けを除く。）、当該譲受け（同条第二号の規定による貸付債権の譲受けを除く。）、当該取得（同号の規定による公社債等の取得を除く。）、当該債務の保証等（同号の規定による債務の保証等を除く。）又は当該出資（いずれも海外における社会資本の整備に関する事業に係るものに限る。）に係る貸付金（貸付金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項及び第十六条第二項において同じ。）の利率（利率と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項において同じ。）、貸付債権の利回りその他の条件が、当該貸付けに係る貸付金、当該譲受けに係る貸付債権その他の資産が回収不能となる危険性等を勘案した適正なものであると認められる場合（前号に掲げる場合を除く。）

第十三条第二項中「会社の」を「第二十六条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定における」に改める。

第十三条の次に次の二条を加える。

（特別業務指針）

第十三条の二　財務大臣は、会社が次に掲げる業務（以下「特別業務」という。）を行うに当たって従うべき指針（次項及び次条第一項において「特別業務指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

一　前条第一項第二号に掲げる場合に行う第十一条第一号、第三号、第四号及び第六号に掲げる業務

二　前号に掲げる業務に係る第十一条第七号に掲げる業務

三　前二号に掲げる業務に係る第十一条第八号に掲げる業務

四　前三号に掲げる業務（第二号に掲げる業務を除く。）に係る第十一条第九号に掲げる業務

2　特別業務指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　特別業務に係る資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等又は出資を行うに当たって従うべき基準

二　特別業務に関する財務の適正な管理に関する事項

三　特別業務に係る一般の金融機関が行う金融の補完に関する事項

四　特別業務の実施状況について評価及び監視を行うための体制に関する事項

五　財務大臣に対する特別業務の実施状況の報告に関する事項

六　その他特別業務の適確な実施を確保するために必要な事項